

(令和3年度第5回 (R4.3.24 開催) 千葉県環境審議会水環境部会において整理した事項)
 本県における生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の
 見直しの考え方について (改正案)

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定 (当てはめ) については、環境基本法第16条第2項の規定により、県内の水域^{*}は県が行うこととされている。

県が行う水域類型の指定 (当てはめ) に関する事務は、地方自治法に基づく法定受託事務であることから、その事務処理は「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準 (平成13年5月31日付け環水企第92号環境省水・大気環境局長通知令和3年10月7日改正)」に基づき、以下の考え方を基本として行うものとする。

※利根川、江戸川及び東京湾は国が行う。

1 環境省における生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方

水域類型の指定 (当てはめ) の見直しに係る環境省の考え方は、「水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)」を基本に、以下のとおりであり、この考え方に基づき、環境省は定期的に水域類型の見直しを行っている。

【平成9年5月14日中央環境審議会諮問から抜粋】

環境庁長官が指定する水域における環境基準の水域類型の指定の見直しの考え方

1 河川について

- 1) 現状及び将来の河川の利用目的と整合していない河川について適切な利用目的に応じた類型に見直しを行う。
- 2) 現状の水質が上位類型を達成している河川について水質維持の考え方により見直しを行う。(「水域類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮する」との観点からの見直し)

【平成19年9月5日第1回中央環境審議会陸域環境基準専門員会資料5から抜粋】

(1) 河川の見直し方針 (案)

1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

2) 見直しの考え方

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする。

- ①原則として5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。
- ②原則として10年間以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域。
- ③水域類型の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目について必要に応じて考慮して進めるものとする。

2 本県における生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方

環境省の考え方を参考として、本県における基本的な考え方を以下のとおりとし、順次進めていくこととしたい。

(1) 見直し対象水域

見直しの対象は県内の全水域であるが、水質や利用目的等に大きな変化がみられるのは河川であることから、当面、以下の河川を対象に見直しを進める。

- ア 利用目的に変化が生じ、現行の類型区分の利用目的と整合していない河川
- イ 類型指定当時と比べて水質の状況が大きく改善している河川

表1 本県の河川における類型指定状況

類型区分	指定水域数※	環境基準 (mg/L)	主な利用目的	備考
AA	0	1以下	国立公園等、水道（簡易ろ過）	表中の環境基準は BOD（河川の有機汚濁の代表的な指標）の値である。
A	22（24）	2以下	水浴、水道（沈殿ろ過）、水産	
B	20（22）	3以下	水道（高度な浄水操作）、水産	
C	13（14）	5以下	工業用水（沈殿等）、水産	
D	2（2）	8以下	農業用水、工業用水（薬品注入）	
E	8（8）	10以下	環境保全（日常生活で不快感を生じない限度）	

※カッコ内は、国指定河川（利根川・江戸川）も含めた水域数

(2) 見直しの考え方

ア 各河川の現状及び将来の利用目的を確認し、現行の類型の利用目的と整合していない場合、適切な類型へ見直す。

イ 公共用水域水質測定結果の直近のBOD環境基準達成状況を整理し、現状類型がB～Eの場合は上位類型の基準値を5年以上連続して達成、または現状類型がAの場合はAAの基準値を10年以上連続して達成が確認できた場合、上位の類型へ見直す。

ウ BOD環境基準を安定して達成する上位の類型がB以上の場合、大腸菌数の既存の調査結果について、令和4年4月から適用される基準値に係る達成状況の確認を行い、~~達成状況を考慮した~~達成していない場合は、大腸菌数については当面の間適用しないとした上で、上位の類型へ見直す。

エ 水域類型の見直しにあたっては、BOD及び大腸菌数の測定値を基本に検討し、その他の項目については、必要に応じ、考慮するものとする。

(3) 河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの進め方について

基本的な見直しの方法を以下のとおりとし、類型指定されている各河川について、確認を行う。

1 各河川について、現状及び将来の利用目的の情報収集を行い、現行の類型の利用目的との整合性について確認

不整合



利用目的に応じた適切な類型^{※1、2}へと見直す。

整合



2 各河川のBOD環境基準達成状況^{※2}を確認
 ・現状類型がB～Eの場合、上位類型の基準値を5年以上連続して達成
 ・現状類型がAの場合、AAの基準値を10年以上連続して達成

未達成



類型は見直さず現行基準の安定的な達成を目指す。

達成



3 BOD環境基準を安定して達成する上位類型がB以上である場合

4 BOD環境基準を安定して達成する上位類型がC以下である場合



BOD環境基準を安定して達成する上位類型へ見直す。達成期間は「直ちに達成」とする。^{※3}

5 大腸菌数の既存の調査結果について、令和4年4月から適用される基準値に係る達成状況を確認

未達成



大腸菌数については当面の間適用しないとした上で、BOD環境基準を安定して達成する上位類型に見直す。達成期間は「直ちに達成」とする。^{※3}

達成



~~大腸菌数に係る基準値の達成状況を考慮した~~BOD環境基準を安定して達成する上位類型に見直す。^{※4}
 達成期間は「直ちに達成」とする。^{※3}

※1 見直し後の類型及び達成期間^{※3}は、既存の水質状況を勘案して、設定する。

※2 水質が現状よりも悪化することを許容することとならないことに留意する。(非悪化原則)

※3 類型見直しの際は、達成期間の見直しも合わせて行う。

達成期間：水質環境基準の達成に必要な期間であり、類型指定と合わせて設定することとされている。類型を見直す際も、合わせて達成期間を設定する必要がある。(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号))

- ・「イ」：直ちに達成
- ・「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成
- ・「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成
- ・「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、可及的速やかな達成に努める

~~※4 大腸菌に係る基準値の達成状況により、見直しを行わない場合もある。~~

3 今後の進め方について

2の本県における生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しの考え方に基づき、各河川について、見直しの検討を進める。

初回の見直しは、本県として類型指定後の初めての見直しであることから、類型指定当時と比べて水質状況の変化が顕著である都川と葎川を対象とし、モデル的に検討を行う。

以降は、県内河川を6グループに区分し、年間1～2グループずつ順次見直していくこととする。

【見直しグループ（次ページ参照）】

都川及び葎川（モデル事例）	⇒	～令和5年度
グループ① 江戸川流入河川	}	グループ毎に順次、 見直しを進める。 (令和5年度～)
グループ② 利根川流入河川		
グループ③ 九十九里海域流入河川		
グループ④ 南房総海域流入河川		
グループ⑤ 東京湾内房流入河川		
グループ⑥ 東京湾内湾流入河川		

表 生活環境の保全に関する環境基準(BOD等)の水域類型指定状況(河川)

水域グループ	水域名	範囲	類型	達成期間	指定年月日		備考
					現行		
江戸川	江戸川上流	栗山取水口より上流	A	□	S45.9.1	閣議決定	国指定水域
	江戸川中流	栗山取水口から江戸川水門まで	B	□			
	江戸川下流(1)	江戸川水門より下流	C	□			
江戸川 流入河川	江戸川下流(2)	江戸川旧川	B	イ	H21.3.31	環告14	S48.7.31県告605の改訂(水域名「派川利根川」から「利根運河」に変更)
	利根運河	全域	B	□	H3.3.30	県告400	
	坂川	赤坂樋門より上流	E	ハ	S48.7.31	県告605	
	新坂川	全域	E	ハ			
	国分川	全域	E	ハ			
	春木川	全域	E	ハ			
真間川	全域	E	ハ				
利根川	利根川下流	江戸川分岐点より下流	A	イ	S48.3.31	環告21	国指定水域
利根川 流入河川	亀成川	全域	B	イ	S60.3.29	県告304	
	金山落	県道白井流山線下流端から手賀沼への流入点まで	B	ハ	S50.1.21	県告53	
	大津川	全域	C	ハ			
	大堀川	全域	D	ハ			
	鹿島川	全域	A	ハ			
	高崎川	全域	C	ハ	S60.3.29	県告304	
	手繰川	全域	C	ハ	S50.1.21	県告53	
	師戸川	全域	B	イ	S60.3.29	県告304	
	神崎川	全域	A	ハ	S50.1.21	県告53	
	桑納川	全域	D	ハ			
	印旛放水路(新川)	大和田排水機場より上流	C	ハ			
	長門川	全域	B	ニ	H8.4.30	県告511	
	根木名川	全域	B	ハ	S48.7.31	県告605	
	大須賀川	全域	A	□			
	小野川	全域	B	ハ			
	黒部川上流	小堀川合流点より上流	B	ハ			
	黒部川下流	小堀川合流点より下流	A	□			
	清水川	全域	A	□	H8.4.30	県告511	
	高田川	準用河川高田川を含む全域	A	イ			
	九十九里海域 流入河川	新川上流	干潟大橋より上流	C	□	S48.7.31	
新川下流		干潟大橋より下流	C	ハ			
栗山川上流		総武本線鉄道橋より上流	A	□			
栗山川下流		総武本線鉄道橋より下流	B	□			
高谷川		全域	A	□			
木戸川		全域	A	□			
作田川		全域	A	□			
真亀川		全域	C	□			
南白亀川		全域	B	□			
一宮川上流		昭和橋より上流	B	□			
一宮川中流		昭和橋から潮止堰まで	B	ハ			
一宮川下流		潮止堰より下流	C	□			
南房総海域 流入河川		夷隅川上流	三口橋より上流	A	□		S48.7.31
	夷隅川下流	三口橋より下流	B	□			
	二夕間川	全域	A	イ	H8.4.30	県告511	
	袋倉川	全域	A	イ			
	待崎川	準用河川上待崎川を含む全域	A	ハ			
	加茂川	全域	B	□	S48.7.31	県告605	
	三原川	全域	A	ハ	H8.4.30	県告511	
	丸山川	全域	B	□	S48.7.31	県告605	
	瀬戸川	全域	B	□			
	長尾川	全域	A	イ	H8.4.30	県告511	
東京湾内房 流入河川	汐入川	全域	B	ハ	S48.7.31	県告605	
	平久里川	全域	A	□			
	増間川	全域	A	イ	H8.4.30	県告511	
	湊川	全域	A	□	S48.7.31	県告605	
	染川	全域	C	イ			
東京湾内湾 流入河川	小糸川上流	粟倉橋より上流	B	イ	S48.7.31	県告605	S48.7.31県告605の改訂(範囲に「で亀山ダム貯水池を除く」を追加)
	小糸川下流	粟倉橋より下流	C	□			
	小櫃川上流	御腹川合流点より上流で亀山ダム貯水池を除く	A	イ	H5.3.31	県告377-4	
	小櫃川下流	御腹川合流点より下流	B	□	S48.7.31	県告605	
	御腹川	全域	A	□			
	養老川上流	高滝ダム貯水池より上流	A	イ	H5.3.31	県告377-3	
	養老川中流	高滝ダム貯水池より出津堰まで	B	イ			
	養老川下流	出津堰より下流	C	□			
	村田川	全域	C	□	S48.7.31	県告605	
	都川	全域	E	□			
	葭川	全域	E	□			
印旛放水路(花見川)	大和田排水機場より下流	C	イ				
海老川	全域	E	ハ			S45.9.1閣議決定の改訂	

(注1) 達成期間の分類は次のとおりとする。

なお、水質環境基準の達成に必要な期間であり、類型指定と合わせて設定することとされており、類型を見直す際も、合わせて達成期間を設定する必要がある。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

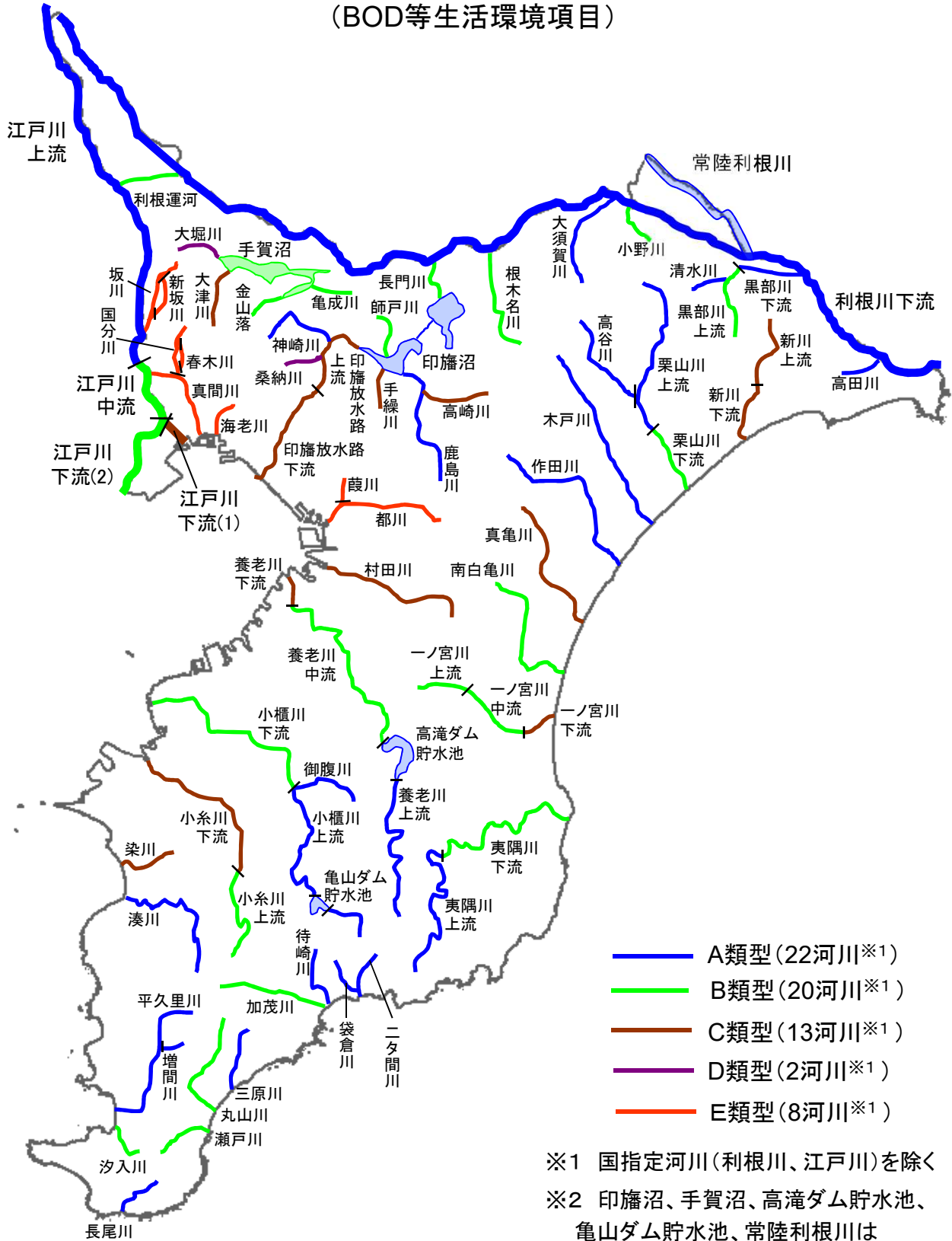
(注2) 印旛放水路は、印旛沼流入河川及び東京湾内湾流入河川のそれぞれに記載

(注3) 環告: 環境省(環境庁) 告示

県告: 千葉県告示

(注4) 網掛けの河川は、上位類型のBOD環境基準を5年以上連続して達成していることを示している。

県内河川類型指定状況 (BOD等生活環境項目)



※1 国指定河川(利根川、江戸川)を除く

※2 印旛沼、手賀沼、高滝ダム貯水池、
龜山ダム貯水池、常陸利根川は
湖沼類型